

民間まちづくり活動促進事業交付要綱

平成24年4月5日 国都まち第135号

国都計第149号

国都市第336号

国都景歴第31号

国土交通省 都市局長通知

第1条 総則

民間まちづくり活動促進事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日付け総理府・建設省令第9号）及び民間まちづくり活動促進事業制度要綱（平成24年国都まち第135号、国都計第149号、国都市第336号、国都景歴第31号。以下「制度要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第2条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施される補助事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第3条 交付の対象

国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業を実施するため必要な経費のうち、予算の範囲内で、制度要綱第2条第五号に定める補助事業者に補助金を交付する。

第4条 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

第5条 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を速やかに大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式2の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第6条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式3により、その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。

- 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付すことができる。

第7条 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式4による申出書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

第8条 計画変更等の承認等

- 補助事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、第5条第1項の申請書に記載された補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ様式5による申請書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式6による申請書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 所管地方整備局等は、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式7による進達書を提出しなければならない。
- 大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。
- 所管地方整備局等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式8により補助事業者に通知するものとする。

第9条 事業執行困難等

- 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式9により速やかに報告書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。
- 所管地方整備局長等は、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式10による進達書を提出しなければならない。
- 大臣は、第1項の報告書の提出があったときは、必要な指示を行うものとする。

第10条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式11による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

第11条 実績報告

- 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受理したときは、様式13により大臣に報告しなけ

ればならない。

第12条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式14により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式15により大臣へ報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式16により命ずるものとし、前項に併せ様式15により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第13条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときには、様式17による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第14条 交付決定の取消等

- 1 大臣は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - 一 補助事業者又は補助事業者以外であって補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者又は間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式18により命ずるものとし、様式19により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項の第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補

助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第15条 財産処分の制限

補助事業者が補助事業によって取得した財産等について処分しようとするときは、様式20による申請を行ってあらかじめ所管地方整備局長等の承認を受けなければならぬ。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第16条 補助金の経理

- 1 補助事業者（地方公共団体を除く。）は、補助事業について様式21による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第17条 補助金調書

補助事業者（地方公共団体が民間事業者等に対して補助を行う場合の当該地方公共団体に限る。）は、補助事業にかかる歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式22による調書を作成しておかなければならぬ。

第18条 間接補助金交付の際付すべき条件

補助事業者（地方公共団体が民間事業者等に対して補助を行う場合の当該地方公共団体に限る。）は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1条、第8条から第13条まで及び第15条から第17条までに準ずる条件を付さなければならない。

第19条 概算払等

- 1 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式23による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、国から概算払により間接補助事業者に交付される補助金を受領した場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

第20条 監督

所管地方整備局長等は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

第1条 施行期日

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
計画等コーディネート	・まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動、人材育成、意見の調整等のまちづくり活動に要する経費 ・地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の立案・調整に要する経費	・都市再生整備推進法人※ ¹ ・土地所有者等※ ²	1／2以内
		・協議会	1／2以内※ ³
		・地方公共団体（民間事業者等への間接補助）	1／3以内 かつ、地方公共団体が補助する額の1／2以内
民間まちづくり計画等策定	・次のi)からiii)までに掲げる計画の提案素案又は協定を含むまちづくり計画の策定に要する経費 i) 都市再生特別措置法第46条の3の規定に基づく都市再生整備計画の作成又は変更の提案に係る都市再生整備計画の素案 ii) 都市再生特別措置法第72条の3の規定に基づく都市利便増進協定 iii) 都市再生特別措置法第45条の2又は第72条の2の規定に基づく歩行者経路協定	・都市再生整備推進法人 ・土地所有者等※ ²	1／2以内 (重点密集市街地において実施される場合にあっては、対象事業に要する経費の合計額以内。)
	・民間まちづくり活動促進事業制度要綱第5条に規定する民間まちづくり計画の策定に要する経費	・協議会	1／2以内※ ³
		・地方公共団体（民間事業者等への間接補助）	1／3以内 かつ、地方公共団体が補助する額の1／2以内
社会実験・実証事業等	・都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設又は歩行者経路協定に基づく歩行者経路を構成する施設の整備に要する費用。ただし、いずれも市町村長の認定又は認可を受けたものに限る。 ・上記施設等を活用した社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト	・都市再生整備推進法人	1／2以内※ ³

活動等に要する施設・機材の設置、調査、実施運営等に要する経費		
・国土交通大臣の同意を得た民間まちづくり計画に位置づけられた社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等に要する施設・機材の設置、調査、実施運営等に要する経費	・協議会	1／2以内※3
	・地方公共団体（民間事業者等への間接補助）	1／3以内 かつ、地方公共団体が補助する額の1／2以内

※1 上表中 i) から iii) までに関する場合に限る。

※2 上表中 ii) 及び iii) に関する場合に限る。

※3 補助事業者に対し地方公共団体が補助する場合に限る。国の補助金の額は、補助事業に要する経費の1／2の範囲内で、地方公共団体が補助する額を上回らないこととする。

(注)

1. 計画等コーディネートに係る経費については、60,000千円を限度額とし、補助期間は最初の交付決定のあった年度から5年間を限度とする。
2. 民間まちづくり計画等策定に係る経費については、最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通算3年間を限度とする。